

不法投棄禁止



ごみの投棄は**犯罪**です

廃棄物の不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により
厳しく処罰されます。

個人

5年以下の**拘禁刑**
または
1,000万円以下の**罰金**

法人

3億円以下の**罰金**

※法人に対しては拘禁刑はありません。

きれいな環境を守るため、皆さまのご協力をお願いします。

前橋市廃棄物対策課

 **027-898-5840**